

中部運輸局自動車交通部

令和5年11月16日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、河合 TEL 052-952-8082

静岡運輸支局 輸送・監査担当

原田、金原 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：株式会社 東海バス

住所：静岡県伊東市渚町2番地28号

営業所：沼津営業所（静岡県沼津市大平字中堀合1791、1790-1、1792-1、1793-1）

2. 行政処分の概要

処分日：令和5年11月16日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 20日車
(1両×20日車)

3. 監査端緒

令和5年6月18日の沼津商業高校16時52分発中徳倉経由沼津駅行の運行にて、沼津商業高校バス停から大手町バス停間において、中扉を開放したまま運行していた旨の情報があり、静岡運輸支局が事業者を確認を行ったところ、概ね事実であったため、同支局により当該事業者の沼津営業所に対し監査を実施したものの。

4. 主な違反内容及び違反条項

- (1) 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(2) 整備不良の事業用自動車を運行していた。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 2点
- ・当該事業者の累積違反点数 3点